

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO. 30 / 発行：2020年1月

〒612-0066

京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1

コーポ桃山105号 市民測定所気付

TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798

E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp

http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/



第5回期日も傍聴席満杯！ 未来への展望を切り開く1年に！

12月12日(木)、京都訴訟の控訴審第5回期日がありました。90名を超える傍聴者が集まり、傍聴席は満席になりました。(詳細2〜3面)。

先立つ11月9日には、第6回学習講演会を開催。添田孝史さん(サイエンスライター)に「東電刑事裁判無罪判決のどこが問題か」、本行忠志さん(大阪大学大学院医学系研究科教授)には「低線量被ばくの健康影響について」と題

して講演いただきました(4〜6面)。また、「原告だより」欄(7〜8面)に、2人の原告の寄稿を掲載しています。

12月17日に山形地裁で山形訴訟判決が出ましたが、これがとんでもない判決でした。

その要点は、2002年時点で原発敷地を超える津波の到来を予見することは可能だったとしながら、予見可能性の程度にも限界があり、原告らが主張する措置をとったとしても事故を防げなかった可能性も残るなどとし、国の責任を否認。

損害についても、区域によっては居住・移転の自由や平穏な生活を送る利益を侵害されたと認めながら、損害は東電がすでに弁済した額を超える



入廷行動の途中、裁判所前で

新年明けましておめでとう
ございます。昨年も支援する
会のみなさまからの多大なる
ご支援のもと、第2回目の3
月13日大阪高裁での控訴審
期日に始まり、第3回の6月
13日、第4回の9月10日、第
5回の12月12日の期日すべ
てが傍聴席満杯となったこと
に深く感謝申し上げます。

弁論内容では、国際法に触
れ、避難の権利を十分に主張
した部分や、「確保されるべき
安全性は絶対的安全性ではな
く、相対的安全性である」と
した国策である原発の誇るべ
き科学技術力が「はりぼて」

であつたと自認する国のプレ
ゼンは実に印象的でした。
私自身は昨年1月に避難用
住宅から他市の府営住宅へと
引っ越さざるを得ませんでした。
原発事故から9年目を迎
えますが、住宅問題は首都圏
の2倍家賃問題の裁判が始ま
るでしょう。賠償訴訟も3月
に次々と判決を迎え、訴訟団
一丸となって国と東電へ「統
一要求」を突き付ける動きを
見せる年となります。東京オ
リンピックで原発事故がなか
ったことにされないよう、京
都から大きく働きかけていく
年にしたいです。

ことではないとして、原
告730名のうち5
名を除いて請求を退
けました。
こんな付度判決を
蔓延させてはなりま
せん。京都訴訟へのよ
り一層のご支援をお
願ひ致します。

新年の抱負

原発賠償京都訴訟
原告団共同代表 福島敦子



* 控訴審の日程 *

第6回期日…2月26日(水)

第7回期日…5月13日(水)

いずれも14時30分開廷

(大阪高裁 本庁舎201号法廷の予定)

※手荷物検査があるため、傍聴券の抽選が早まっています。開廷時刻の1時間前をめどにお集まりください。

※抽選に外れた方は模擬法廷に参加して下さい。

控訴審第5回期日報告

今回も12時30分から13時まで淀屋橋のたもとで街頭宣伝行動を行ないました。立ち止まって原告の一人と話し込んでいた人が、突然「1分間だけ喋らせてください」と言ってマイクを握り、通行人に避難者への支援を訴えると言った。その後、原告はいったん弁護士会館に移動し、13時30分から入廷行進を行ないました。

寒さが増し、12月に入り慌ただしい中でどれくらいの人がか心配してくれたのか、傍聴にきてくれるの聴席78に対して抽選券配布締め切り時点で89名が並び、抽選となり、その後も遅れて来る人もいて、90名を超える人が集まってくれました。

◎口頭弁論

今回は20名の原告が出廷の予定でした。



街頭宣伝の様子

これが対し、原告側も2本のプレゼンを行ないました。1本は、森田基彦弁護士による「長期評価は決定的に評価すべきであること」。以下は、その要点です。

- ・決定論的安全評価とは、本件に即していえば、原発敷地を超えるO.P. 10 m以上の津波が発生することを前提に原子炉にもたらす影響を評価する手法であり、確率論的安全評価とは、「O.P. 10 mを超える津波水位が生じる確率」×「機器の損傷確立」から炉心損傷に至る確率を計算する手法である。

・確率論的安全評価の第一人者である阿部清治氏は「規制のルールは、原則として決定論的なものである。」「確率論的安全評価は：より効果的で効率的な規制ルールを考えるための知見になる。」と述べているように、確率論的安全評価は決定論的安全評価に基づく安全規制のルールの代わりとなるものではない。

・また阿部氏は、津波規制に土木学会の津波評価技術のみが用いられたことについて「千年に1度程度の津波を想定津波とし、それを超す津波について対策を考えていなかった。これでは、炉心損傷頻度：1万年に1度、格納容器機能喪失頻度：10万年に1度なる性能目標を満足することとはおぼつかない。：耐津波設計にかかる要求は不十分であった。」と述べている。

・IAEAは日本の津波評価手法(土木学会手法)について、「歴史記録のある最大の震度または規模に上乗せし、そのような事象がサイトから最短の距離で起きることにより：情報の欠如を補う」という国際慣行が日本では行なわれていなかったと指摘している。

・そもそも事故当時、津波に関する確率論的評価は研究途上にあり、試行的な解析の域を出ていなかった(このことは被告国の証人・今村文彦氏も被告東電の事故調査報告書も認めている)。被告国は確率論的評価に基づく規制を行なおうにもできなかった。

・「確率論的安全評価は絶対的安全性ではなく相対的安全性である」、「長期評価については不確かさが残るので決定論的安全評価に取り入れず、土木学会の津波評価技術を基本に、長期評価は確率論的安全評価で検討する」として東電の取り組みを認めた」と、自らの規制権限不行使(違法行為)を正当化する言いつきをだらだらと述べました。

・「確率論的安全評価の第一人者である阿部清治氏は「規制のルールは、原則として決定論的なものである。」「確率論的安全評価は：より効果的で効率的な規制ルールを考えるための知見になる。」と述べているように、確率論的安全評価は決定論的安全評価に基づく安全規制のルールの代わりとなるものではない。

・「歴史記録のある最大の震度または規模に上乗せし、そのような事象がサイトから最短の距離で起きることにより：情報の欠如を補う」という国際慣行が日本では行なわれていなかったと指摘している。

・「外部被ばくにおいては、飛行距離が非常に短いアルファ線、ベータ線はあまり問題にならないが、それらを放出する放射性物質が体内に取り込まれると、至近距離から多数の分子を切断し、部分的に集中的に大きなダメージを与える。」

・放射線物質はその種類によって取り込まれる臓器が異なり、人体への影響も異なる。

- ・内部被ばくによる放射線の間接的影響として、免疫システムを阻害することが分かっている。感染症の危険が増大したり、動脈硬化、白内障、がん等を体内に発生させるといわれる。

・「確保されるべき安全性は絶対的安全性ではなく相対的安全性である」、「長期評価については不確かさが残るので決定論的安全評価に取り入れず、土木学会の津波評価技術を基本に、長期評価は確率論的安全評価で検討する」として東電の取り組みを認めた」と、自らの規制権限不行使(違法行為)を正当化する言いつきをだらだらと述べました。

・「確率論的安全評価の第一人者である阿部清治氏は「規制のルールは、原則として決定論的なものである。」「確率論的安全評価は：より効果的で効率的な規制ルールを考えるための知見になる。」と述べているように、確率論的安全評価は決定論的安全評価に基づく安全規制のルールの代わりとなるものではない。

・「歴史記録のある最大の震度または規模に上乗せし、そのような事象がサイトから最短の距離で起きることにより：情報の欠如を補う」という国際慣行が日本では行なわれていなかったと指摘している。

・「外部被ばくにおいては、飛行距離が非常に短いアルファ線、ベータ線はあまり問題にならないが、それらを放出する放射性物質が体内に取り込まれると、至近距離から多数の分子を切断し、部分的に集中的に大きなダメージを与える。」

・放射線物質はその種類によって取り込まれる臓器が異なり、人体への影響も異なる。

- ・内部被ばくによる放射線の間接的影響として、免疫システムを阻害することが分かっている。感染症の危険が増大したり、動脈硬化、白内障、がん等を体内に発生させるといわれる。

◎報告集会

その後、大阪中央公会堂に移動して、報告集会を行ないました。

最初に、川中弁護団長と支援する会・平信行共同代表のあいさつがありました。お二人とも国側のプレゼンに触れられ、平さんは「画面は見えないし、早口でほとんど理解できない。傍聴者に理解してもらおうというスタンスがそもそもない。ああいうのをプレゼンというのだからか」という感想を述べられました。

また、国に責任はなかったということ徹底して強調したことに、「戦争責任の受忍論」というのがあり、誰も責任を取らずにきている。それとまったく同じだと思つた」と述べられました。

そのあと支援する会の会計を担当している上野事務局次長から、台風被害救援カンプの報告があり、被災原告からのメッセージ（6面に掲載）が紹介されました。

◆原告の発言

報告集会には10名の原告が参加しました。各発言の要旨は以下のとおり。

・この間、原告にアンケートをとり、心の傷が改めて浮き彫りになっている。先日滝行に行き、皆様のご多幸を祈つてきた。

・淀屋橋でチラシを配っている時に見知らぬ男性から「福島はどうなっているの？」と訊かれて、ケチをつけられるのかとドキドキしながら話をしていたら、その人が突然1分間話をさせてくれと言ってマイクを握つて話をされたので、勇気づけられた。

・今はNPO法人（避難者支援団体）で働いているが、裁判以外にも自分のモチベーションを保つためにも思い、お昼におむすび弁当を始めました。

・今日の国のプレゼンにはあきれた。絶対的安全は求めなくていいって？原発つくるときは「絶対安全」

って言ったくせに。最近、「反社会勢力」の定義はないとか、どんどこ国がおかしくなっている。今日のプレゼンを聞いて、未来のためにも絶対負けられないと思つた。

・今日は娘のセーターを借りてきた。私と夫の身長から考えると、5センチくらい低い。

これも放射線被ばくの影響かなと考えている。そういうこともあつて、健康のことは勉強した。みなさんの健康に役立てばいいなと思つている。りゅうたん会で2月16日に「癒しフェア」をやろうと企画している。

・国のプレゼンを聞いて、なんだこれとは思つたが、森田先生のプレゼンでスカツとして、ひたすら大きくうなずいて聞いていた。

・国のプレゼンには私も反論できると思つた。原発事故を体験したから、こういうことが言えるので、それは強みだと思う。

・2年前に母は郡山に帰った。「どうして避難したのか」と非難されるというので心配

している。普段は避難してきたことも言えないが、ここへ来るとホツとして、本当に自分に戻れる。内部被ばくについて高木先生がプレゼンされてうれしかった。

・イギリスから帰ってきた。国の主張はとんでもないことばかりで、腹が立つ。これまで国連人権理事会で話す機会があつたが、そんなことは知らなかったとみんな驚く。明後日、国際人権法に詳しい徳永恵美香さんと一緒に話をする。

・寒いので少ないのかと思つていたが、こんなにたくさんの方が来てくれてうれしい。京都に来てすぐに避難者の会をつくり、毎年福島などに京都のコメや野菜を送っている。今年も台風被害に遭われた人を中心に送り、喜んでもらえた。

◆弁護団からの報告（事務局長の田辺弁護士）

確率的な安全評価については森田先生

に反論してもらつたが、ほかにもひどいところはたくさんある。まず伊方最高裁判決には絶対的とか相対的とか一切書いていない。書いてあるのは「万が一にも」だけ。確かに安全工学ではそういう考え方があつたが、世界基準では10万年に1回の事象に備えてねとなつていてわけだから、それぐらいのこととはやるべき。私たちは長期評価ですべきだと言つている

が、長期評価だつて400年前くらいを基にしている。だからIAEAは空白地域で起きることを想定して補うべきだと言つている。

ある地震学者に話を聞いてきた。日本海溝寄りの北と南で津波地震が起きた。真ん中は同じように太平洋側から押し込まれている。400年間起きなかつたということは400年分の力が溜まつているわけだから、むしろ危ないというのがその人の結論だつた。

国はいろいろウソをついているが、本当は国も東電にだまされたのに、加害者である東電を国がかばっているというのがいまの構図だ。

次回からは、内部被ばくや国際人権法（日本も締結しながら国内法には取り入れられていない新しい権利の考え方、被害の実相などを明らかにしていきたい。

このあと、原告団共同代表の福島さんから原告団全国連での統一要求づくりの経過と現時点での統一要求案について説明がありました。今回は時間の関係で、参加頂いた、だまつちやおれん訴訟、関西訴訟、ひょうご訴訟の方は発言の機会がなく紹介だけとなりました。

に反論してもらつたが、ほかにもひどいところはたくさんある。まず伊方最高裁判決には絶対的とか相対的とか一切書いていない。書いてあるのは「万が一にも」だけ。確かに安全工学ではそういう考え方があつたが、世界基準では10万年に1回の事象に備えてねとなつていてわけだから、それぐらいのこととはやるべき。私たちは長期評価ですべきだと言つているが、長期評価だつて400年前くらいを基にしている。だからIAEAは空白地域で起きることを想定して補うべきだと言つている。



報告集会で挨拶をする原告たち

第6回学習講演会開催

「東電刑事裁判

無罪判決のどこが問題か」

◆ 添田孝史さん(サイエンスライター)

11月9日、「控訴審の勝利を！ 第6回学習講演会」が開かれました。第一部は、「東電刑事裁判 無罪判決のどこが問題か」と題する、サイエンスライター・添田孝史さんの講演でした。以下、配布資料を基に事務局の責任でまとめました。

いまだに判決本文が公開されていないので、判決要旨を基に判断するしかないが、判決の組み立ては、①事故を回避する方法は発電所の運転を停止するしかない、②地震本部の長期評価はすぐに原発を止めることを要求されるほど確実な予測ではなかった、③東電の津波対策の方針に外部から否定や再考を促す意見もなかった、④だ

から被告人は無罪、という風になっている。

運転停止以外にも方法はあった

①について。止めに對策を講じた原発が2例ある。東海第二原発は非常用ディーゼル発電機の冷却用ポンプが標高8mより低いところにあつて、大津波で浸水することが予測されたので、緊急対策室建屋の屋上に空冷式の自家発電機を設置したが、運転を止めることなく工事をした。浜岡原発も、津波対策として砂丘背後のコンクリート擁壁設置、ポンプモータの水密化などを運転停止することなく施工しようとした。保安院も、2006年に耐震設計審査指針が改訂されたが、即停止を求めたわけではなかった。ただ東電は、保安院がバックチェックを3年で終えるよう指示したのに抵抗し、10年ぐらい引き延ばすつもりだった。

判決のこの部分に

ついて、「有罪認定のハードルを不必要にあげている」(山本紘之・大東文化大教授)、「他の対策を認めれば、予見可能性のハードルは相当低くなっていたはずだ」(松宮孝明・立命館大教授)などの批判の声が上がっている。

「長期評価を取り込まない」は少数

②について。地震本部の長期評価(2002年7月公表)は、日本海溝寄りのどこでもM8級の地震が起こり得ると予測した。日本海溝については古くから研究されており、大きな地震のタネとなるものがあることが分かっていた。土木学会は日本海溝の福島沖では起きないという見解だったとされてきたが、土木学会の中心人物である今村文彦・東北大教授は「福島沖で詳細な検討はしていない。今後の検討課題だった」と証言した。予測の確実性を、運転を停止しなければならぬほど高い場合をA、東海地震など一定期間に對策を終える必要がある場合をB、隕石落下による大津波など全對策をしなくてもよいほど低い場合をCとして、判決はAもBも否定している。

しかし、判決自身が「東電の土木グループの担当者」はBの立場だったとしているし、JAEA(原子力研究開発機構)も津波地震を採用するとして国の交付金を使って津波計算をしていた。土木学会も以前の空白地域でも津波を想定することになっていた(事実上B)。JNES(原子力安全基盤機構)も実質的に日本海溝寄りでは波源を設定していた。このように、ほとんどの関係者が「取り込み、對策が必要」というBの立場だったのに対して、長期評価を取り込まないのは東北電力(取り込むと22倍の大きさになる)と判決だけが

Cの立場を取った。情報を隠し、外部からの批判もあった

③について。東電はバックチェックには取り込まず、時間をかけて土木学会で検討してもらおう方針を決めたが、審議会委員や保安院が納得しない可能性があつた。東電幹部の山下和彦・新潟県中越沖地震對策センター所長は「武藤(元副社長)は、その可能性を排除するために、有力な学者に了解を得ておくように根回しを指示した」と供述している。また、土木グループの担当者だった高尾誠氏が高橋・秋田大准教授に根回しをした際、高橋准教授から「今すぐ取り入れられないなら、その根拠が必要ではないか」と反論され、「非常に緊迫したムードだった」とのメモを残している。

また東電は、津波が高さ10mを超えると全電源喪失で炉心溶融することや長期評価や貞観津波予

測(2008年)を取り入れて計算すると津波は10mを超えていることを外部には隠していた。東電は、貞観地震津波を取り入れた東北電力の報告書や長期評価第二版の貞観地震に関する記述を書き換えさせた。

それでも2009年6月にバックチェック中間報告書の審査が行われた際に岡村・産総研センター長が「貞観地震について触れていないのは納得できない」と発言したり、2008年に福島県が津波對策を急ぐように要請したり、外部からの批判や意見は出ていた。

安全水準を引き下げ

判決は、原発の安全性について「事故発生の可能性をゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じること、社会の選択肢として考えられないわけではない」が、「放射性物質が外部に放



添田孝史さん

出されることは絶対
にないといったレベ
ル：の安全性を言う
ものではなく、合理
的に予測される自然
災害を想定した安全
性の確保が求められ
る」と、原発の安全水

準を引き下げ、被告
人を無罪とした。こ
れは、「深刻な災害が
万が一にも起こらな
いようにするため」
とした伊方最高裁判
決の水準を引き下げ
るものだ。

◆「低線量被ばくの健康影響について」
◆本行忠志さん
(大阪大学大学院医学系研究科教授)

第2部は、本行忠志
さん(大阪大学大学院
医学系研究科教授)に
よる「低線量被ばくの
健康影響について」と
題する講演でした。自
らの実験結果や世界
の研究結果の図表を
ふんだんに使った講
演だったので、各項
目の結論的なことだ
けを紹介します。

◆放射線に安全な量
はない
米国科学アカデミ
ーの「電離放射線の
生物学的影響に関す
る第7報告200
5」には、「放射線被
ばくは低線量でも発
がんリスクがあり、
放射線業務従事者の
線量限度である5年
間で100ミリSvの
被ばくでも、約1%

の人が放射線に起因
するがんになる」と
書かれている。

◆個人差について
・放射線感受性には
個人差がある。アル
コールに弱い人がい
るように、放射線に
弱い人がいる。発病
のしきい値は個人個
人で異なる。

・甲状腺のヨウ素取
り込みには個人差が
ある。マウスの実験
でも個体差がある。
・放射線によるDNA
の損傷を修復する
遺伝子に異常がある
場合は修復に失敗
し、大半は細胞死す
るが、一部は突然変
異してがん化する。

・生まれつきDNA
の損傷を修復する遺
伝子の異常をヘテロ
接合(1本は正常、1
本は異常という形で
の接合)で持っている
人が世界に約5%
存在しており、これ
らの人は放射線の影
響を受けやすい。
・胎児や小児は放射
線の影響を受けやす
い。理由として、①細
胞分裂が盛ん、②同
じ内部被ばくでも相
対的な被ばく範囲が

広い、③増殖能の高
い骨髄の割合が高い、
等が挙げられる。実
際、被ばく時年齢が若
いほど発がんリスク
は上昇している。
また、いくつかの国
から、小児のCT検査
で脳腫瘍や白血病の
リスクが上昇したと
報告されている。
・生物学的半減期は
同じ年齢でも個人差
が非常に大きい。ベ
クレルをシーベルト
に換算する際に使わ
れる「実効線量係数」
は生物学的半減期と
人の組織重量から計
算されるが、生物学
的半減期の個人差は
無視されている。

・疫学調査によると、
15歳未満でX線治
療を受けた場合、甲
状腺がんが発生する
率が15歳以上の場
合より約10倍高く
発生することが報告
されている。また、外
部被ばくも内部被ば
くも同程度に甲状腺
がんを発生させると
いう研究データもあ
る。従って、福島で
は、事故直後の放射
性ヨウ素による内部
被ばくに加え、セシ
ウム137等の半減
期の長い放射性物質
による外部被ばくを
受け続けるという複
合影響も念頭に置い
ておく必要がある。

◆低線量被ばくでの
疾患発生例
・チェルノブイリで
は、比較的內部被ば
くが少ない地域で
も甲状腺がんが多
発し、高濃度汚染地
域(といっても年5
ミリSv)では乳がんが
増加した。周辺国で
も被ばく集団で小
児白血病が増加し
た。
・原子力施設作業員

・福島では原発事故
による環境被ばくに
有害物質や医療被ば
く等が上乗せされ
る。

・疫学調査によると、
15歳未満でX線治
療を受けた場合、甲
状腺がんが発生する
率が15歳以上の場
合より約10倍高く
発生することが報告
されている。また、外
部被ばくも内部被ば
くも同程度に甲状腺
がんを発生させると
いう研究データもあ
る。従って、福島で
は、事故直後の放射
性ヨウ素による内部
被ばくに加え、セシ
ウム137等の半減
期の長い放射性物質
による外部被ばくを
受け続けるという複
合影響も念頭に置い
ておく必要がある。

・福島では原発事故
による環境被ばくに
有害物質や医療被ば
く等が上乗せされ
る。

・疫学調査によると、
15歳未満でX線治
療を受けた場合、甲
状腺がんが発生する
率が15歳以上の場
合より約10倍高く
発生することが報告
されている。また、外
部被ばくも内部被ば
くも同程度に甲状腺
がんを発生させると
いう研究データもあ
る。従って、福島で
は、事故直後の放射
性ヨウ素による内部
被ばくに加え、セシ
ウム137等の半減
期の長い放射性物質
による外部被ばくを
受け続けるという複
合影響も念頭に置い
ておく必要がある。

◆福島での甲状腺がん
について
・県や国は、被ばく量
が少ない、潜伏期が
短すぎる、スクリー
ニング効果だと言っ
て、原発事故との関
係を否定。
・しかし、被ばく量は
過少評価の可能性が
あり、低線量被ばく
でも甲状腺がん発生
の可能性はある。ウ
クライナの小児甲状
腺がん患者の51%
は年100ミリSv未
満の低線量被ばくで
ある。
・本格検査(2回目、
3回目)では明らか
に地域差が認められ
る。
・福島では母乳のヨ
ウ素131の濃度を
検査したのは事故か
ら40日以上後で、当
初はその100倍以上
存在した可能性が



本行忠志さん

・福島では原発事故
による環境被ばくに
有害物質や医療被ば
く等が上乗せされ
る。

・疫学調査によると、
15歳未満でX線治
療を受けた場合、甲
状腺がんが発生する
率が15歳以上の場
合より約10倍高く
発生することが報告
されている。また、外
部被ばくも内部被ば
くも同程度に甲状腺
がんを発生させると
いう研究データもあ
る。従って、福島で
は、事故直後の放射
性ヨウ素による内部
被ばくに加え、セシ
ウム137等の半減
期の長い放射性物質
による外部被ばくを
受け続けるという複
合影響も念頭に置い
ておく必要がある。

◆放射線アレルギー
について
・チェルノブイリ事
故で被ばくし、その

後イスラエルに移
住した人のうち、汚
染度の比較的高い
地域から移住した
小児に喘息が増加
した。ブダペストで
は、原発事故後にじ
んましんが増加し
た。
・低濃度汚染地域
で、めまい、頭痛、
鼻出血、衰弱、胃痛
などさまざまな症
状が多発した。こう
いう症状は、自律神
経失調症と診断さ
れることが多いが、
電磁波過敏症、化学
物質過敏症でも全
く同じような症状
が発生しており、免
疫系の異常が大き
く関与している可
能性が考えられる。

◆低線量被ばくでの
疾患発生例
・チェルノブイリで
は、比較的內部被ば
くが少ない地域で
も甲状腺がんが多
発し、高濃度汚染地
域(といっても年5
ミリSv)では乳がんが
増加した。周辺国で
も被ばく集団で小
児白血病が増加し
た。
・原子力施設作業員

の調査では白血病お
よび白血病以外のが
んの死亡リスクが低
線量でも増加してい
る。
・広島長崎の50
ミリSv以下の低線量被
ばくでも固形がんに
よる死亡率が上昇し
た。

ある。

・旧ソビエト政権は当初、事故の存在を認めず乳児たちは汚染された牛乳を飲み続けた。したがって、5歳以下の子供に甲状腺がんが多発したのは当然であり、がん発生の年齢分布の違いから、福島県甲状腺がんに対して放射線の影響を否定することはできない。

・1回目にスクリーニング効果が多少あったかも知れないが、手術した96例中、リンパ節転移が74%、甲状腺外浸潤が39%、遠隔転移が2%あり、スクリーニング効果で見られるおとなしいが、
◆避難計画は大丈夫か

・事故後、放射線事故医療研究会は「福島原発周辺住民は少なくとも4割が安定ヨウ素剤を飲む基準を超えていた恐れがあり、最低1回は飲むべきだった」としている。

・再度、原発事故が

起きた時、今の配布・服用指針に従うと安定ヨウ素剤が必要な人に行き渡らない可能性が大きい。

・日本人は日ごろヨウ素を多くとっているから安定ヨウ素剤を飲まなくても大丈夫と言われるが、日本人のヨウ素摂取量相当をマウスに投与しても、ヨウ素131の甲状腺取り込み抑制の効果は認められなかった。実験結果によると、イソジン(うがい薬)、干し昆布は安定ヨウ素剤の代わりに成り得る。

◆おわりに

・放射線で起こるのはがんだけではない。たとえ低線量でも、放射線によりアレギー反応(放射線アレルギー)が生じ、日常生活に支障をきたす恐れがある。
・特に子どもたちは危険なものから遠ざけるべきであり、最も被害をこうむるのは子供たちであることを忘れてはならない。

◆台風19号の被害に遭われた原告さんからのメッセージ

10月13日、車2台が水没し、家の中が泥水でドロドロになってしまい、これからどの様にして生活していけばいいのか、不安と落胆でいっぱいでした。が、いち早く、関西からたくさんのご支援の手を差し伸べて頂き、言葉では言い尽くせないほどの感謝の気持ちでいっぱいです。近隣の住宅でも、死者がでるほどの被害ではありましたが、皆様の励ましの言葉やご支援を頂き、少しずつ前向きに家族と歩んで行きたいと考えています。

原告の皆様、スタッフの皆様、さらには関西からご支援頂きましたこと、本当に感謝しております。原告の皆様におかれましては、今でも

して、床下を出来れば3ヶ月は乾かさなければならず、居住スペースを確保する為にキッチンとリビングだけを残り、そこで食事をしたり、睡眠を取ったりしています。

8年前の震災の時に、大自然の力の凄さや、蛇口をひねればいつでも水やお湯が出て、寒くても暑くてもエアコンが使えること、当たり前前の生活と想われていたことが、実は、とても幸せな事だったんだと、教えられました。が、今回も台風の被害に遭い、同じ事をまた、再度教えられた様に思います。

送り返しましたお見舞い金で、レースのカーテンと受話器とプリンターを購入させて頂きました。残金につきましては、水没してしまつたエアコンの室外機と給湯器の修理代金と、今後始まる床板、壁紙等の工事代金にあてさせて頂きたいと思っております。
現在は、畳、壁紙、床板がない状況ですが、床上浸水してしまつた為に、畳や床板をはがして消毒を

新年の関連訴訟・集会の日程

- 1月14日(火) おかやま訴訟(14時～ 岡山地裁)
- 21日(火) えひめ訴訟控訴審(14時～ 高松高裁)
- 2月20日(木) 関西訴訟(14時～ 大阪地裁)
- 3月3日(火) 大飯差し止め訴訟(14時30分～ 京都地裁)
- 5日(木) ひょうご訴訟(14時～ 神戸地裁)
- 7日(土) バイバイ原発京都集会

(円山音楽堂)



支援する会の会員になってください!

◎年会費 個人1口: 1,000円
団体1口: 5,000円

【郵便振替口座】

口座番号: 00930-0-172794
口座名称: 原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望する方は、通信欄にメールアドレスをご記入ください。会費の切り替えをよろしくお願ひします。カンパも大歓迎です(通信欄にカンパとお書きください)。





大掃除の後のバーベキュー

原告 だより



◆京都やましろ保養 の家開設に関わって 小山信二郎さん

保養の家を立ち上げるという話を聞いた時、今こそこれまでの恩返しをしよう、と

思いました。思えば私たち避難してきた者は、こちらに来てから支援してくださる皆さんにお世話になりっぱなしでした。支援してくださる皆さんは、いつも私たちに心を砕いて下さって、私たちの悲しみや苦しみ、辛さや痛み、そして怒りを我がことのように受け止めてくださって、それを形に変え、行動にしてください。裁判となれば資金的なことや広報、広

く市民の関心を集めて社会的な動きになるような運動に、と常に活発に活動をしてください。それがどれほど私たち避難者の支えとなり力になっていくことか！

そんな折に私が知ったこの保養の家のプロジェクトの話は、本当にうれしい知らせでした。震災、原発事故後にはあんなにたくさんあった保養の話は、年数を経るにしたがってどんどん減ってきています。原発事故が風化しつつあることの表れとも思いますが、保養の必要性が減っているわけでは決してありません。だからこそ、今の時期に新たに立ち上げる保養の家というのは大切で、ぜひ成功させて軌道に乗せたいと思ったのです。

私が関わったところで大きなことが出来る訳ではありませんが、掃除でも窓ふきでも何かしら役に立っていることはあるはず、これまでずっと避難という長期保養の恩恵を受けてきた身としてぜひ何か力にな

りたい、そんな思いでした。幸い同じような気持ちを持った方が何人も手を挙げてくださいました。それができることを行ったり、皆で集まって一斉にワイワイとやったりと、楽しみを持ちながら活動することが出来ています。

私も、周辺地図を作ったりトイレの棚や廊下のセンサーライトを付けたりと、こまごまとしたことで協力することが出来ました。元々電気や水道の修理や、ちよつとした大工仕事は趣味のようなものなので、自身楽しみながらやっています。

おかげさまで夏休み期間から秋、冬休み期間と利用の申し込みをいただいています。やましろ保養の家、これからもどうぞよろしくお願ひします。



京都やましろ保養の家



「京都やましろ保養の家」へのご支援をお願いします。

「京都やましろ保養の家」(以下、やましろの家)は、京都府相楽郡(そうらく)郡精華町東畑にある木造一軒家の離れの2階に開設しています。

やましろの家は、放射能の影響のある地域から少しでも離れ、家族やグループで保養をするところです。また、京都や近隣地域に避難されたみなさんが、日々の疲れを癒すためにも利用することもできます。

やましろの家は、「避難者子ども健康相談会きょうと」を開催してきたメンバーが呼びかけ、多くの市民のみなさまからのカンパのご協力を得て、2019年7月に開設いたしました。

夏休みから10月までに3家族7名が利用され、この冬休みには2家族7名が利用予定です。多くの方にご利用をいただくことができ、大変うれしく思っております。

やましろの家は、「家族保養」をコンセプトに通年での保養受け入れを行うとともに、交通費の補助も行っております。みなさまのさらなるご支援を心からお願いいたします。

★ウェブサイト

http://fukushimakayoto.namaste.jp/hoyou_no_ie/index.html

★ブログ: <https://yamashirohoyonoie.exblog.jp/>

【やましろの家の運営資金カンパのお願い】

記号番号: 00960-7-334406

加入者名: 「京都やましろ保養の家」を守り育てる会

※通信欄に「運営資金カンパ ●●●●円」とご記入下さい。

※ご依頼人欄におとところ、おなまえ、電話番号の記入をお願いします。



間中ムーチョ (絵・文)

◆絵本「にんげんさまへ」
(絵・文 間中ムーチョ)の「紹介」
川崎安弥子さん

本年11月1日に出版されたこの絵本は、茨城県より避難している妹・間中ムーチョの作品です。

この絵本が世に出るまでには8年の苦難の日々がありました。

何度も書き直し描き直ししてきたものが、本人の言葉

後、この絵本が世に出るまでには8年の苦難の日々がありました。

さまはじめご縁のある皆さまのことだそうです。

「原発事故をなかない」という信念が私を裁判に向かわせ、妹を絵本出版へと向かわせました。

手前は異なっても目指すところはひとつ。

平和で安全で安心して暮らすことのできる世の中の実現。

この絵本は、同じところを目指すもの同士が手段の違いによって分断せぬよう、原点に戻るきつかけをつくることのできるものだと信じています。

ぜひ、絵本を手にとってご覧いただき「山のきもち」を感じてください。世の中に原発事故のことがもう一度クローズアップされ、語り合うきつかけのひとつとなってくれたなら嬉しいです。

以下出版元のS O K E I 出版社より引用させていた

できます。

◆内容紹介

「にんげんさまはあぶねえとにげられるけんどもよおれたち山はにげらんねえぞおれたち山はどうしたらいいんだべか」

人災事故によって汚染され、生命の危機に瀕する山。山は嘆き、悲しみ、人間に語りかけます。「これからおれたちどうしたらいいんだべか? にんげんさまよおしえてくんちょ」

山からの問いかけに、人間はどのよう回答えたらいいのでしょうか。そしてまた、人間は本当に逃げられるのでしょうか。山の身になって、山の目線で、世界を、暮らしを、見なおしてみませんか。

◆『にんげんさまへ』に寄せて
間中ムーチョ

『にんげんさまへ』を描かなかったら、私は気が狂っていたと思う。この絵本を描くことによ

って、私は山にな

り、海になり、土になつて、自分を保ち続けることができな

た。同時にそれは、山や海、土たちに抱いた罪悪感に向き合うことでもあつた。苦しかった。今

もまだ苦しい。山の声を人々に届けた

『にんげんさまへ』を読んで、山や海や土たちや、地球や、暮らしについて、みんなでお喋りしてもらいたい。そのときは、あなたの言葉で、あなたの思いを伝えてほしい。

みんなで考え、みんなで思いを語り合

「人間は逃げられるけれど、山や土や海

は逃げられない」という後ろめたさ、「どこへいっても逃げる

ことのできない」苦し

しみ、そしてなにより、「山や土や海たちの思いを代弁したい」という熱意に溢

れている。山からの問いかけに、人間は簡単に答えを出すことはできない。しか

し、もう一度知らなく

出すデータや情報

ではなく、植物達が身をもつて「ここはもう、以前とは違うんだよ」と教えてくれたメッセー

ジに従い、避難を決意。京都へ移住し、現在は神戸在住。今も植物達から勇気をも

らい、創作活動に生かしている。本書『にんげんさまへ』は、2019年イタリア・ボローニャ国際絵本原画展に入選した「MOUNTAIN」をベースに、原発事故で汚染されたままになつている故郷の山、海、土への思いを描き上げた。

◆著者について
絵本作家、アーティスト。1970年生まれ。茨城県出身。セツ・モードセミナー卒。女兒玩具デザイナーなどを経て、アーティスト活動を開始。東日本大震災で起きた原発事故後、茨城の自宅の庭に咲く水仙やタンポポなどが、事故前とは違う形に変化したのに気づく。人間の

販売価格
1,800円(税別)

